

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省30-④)

施策目標	4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する							担当部局名	港湾局	作成責任者名	海洋・環境課長 中崎 剛		
施策目標の概要及び達成すべき目標	港湾環境整備事業や船舶油濁損害対策等を実施することにより、良好な海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する。		施策目標の評価結果	/	政策体系上の位置付け	2 良好的な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		政策評価実施予定期間	平成31年8月				
業績指標	初期値	目標値設定年度	実績値			評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
18 全国の海面処分場における受入可能年数	約8年	平成26年度	-	約8年	約7年	約8年	約8年	7年以上を確保	毎年度	・港湾整備により発生する浚渫土砂や内陸部での最終処分場の確保が困難な廃棄物等を受け入れるため、海面処分場の計画的な整備が必要であることから選定。 ・目標値については、海面処分場の計画策定から廃棄物の受け入れ開始までに、環境影響評価手続や護岸整備に要する期間として、合計約7年の年数が必要であることから、廃棄物処分の実施が困難となる状況を回避するため、残余年数の目標値を7年と設定。			
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) 30年度行政事業レビュー事業番号		27年度 (百万円)	28年度 (百万円)	29年度 (百万円)	30年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要				関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(30年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)	
(1) 国連環境計画拠出金 (平成16年度)	0027	17 (17)	18 (18)	17 (17)	17	日本海を含む日本周辺海域における海洋汚染事故等の未然の防止や、同海域の環境保全と改善に取り組む枠組みである「北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)」に対して資金的な支援をすることにより、日本海等周辺各国への国際貢献を果たすとともに、NOWPAPにおける議論に我が国の立場・見解を適切に反映できるようにすることにより、我が国が接する日本海周辺海域の海洋汚染等を未然に防止し、海洋環境の保全・改善に資する。	-	<ul style="list-style-type: none"> NOWPAP政府間会合、海洋環境緊急準備・対応地域活動センター(MERRAC)フォーカルポイント会合開催回数 ・我が国の沿岸に重大な被害を及ぼす海洋汚染等の件数 ・決議の実施状況(中間目標の目標値は、平成25年度から32年度までの累計値) 					
(2) 国連開発計画拠出金 (平成18年度)	0028	14 (14)	15 (15)	14 (14)	14	東アジア海域における海洋の開発と海洋環境の保全との調和を目指す枠組みである「東アジア海域環境管理パートナーシップ(PEMSEA)」に対して資金的な支援をすることにより、東アジア周辺各国への国際貢献を果たすとともに、PEMSEAにおける議論に我が国の立場・見解を適切に反映できるようにすることにより、我が国が接する東アジア海域の海洋環境を維持・改善するとともに、同海域における海洋汚染等を未然に防止する。	-	<ul style="list-style-type: none"> ・東アジア海域パートナーシップ会合、東アジア海洋会議等の開催回数 ・我が国の沿岸に重大な被害を及ぼす海洋汚染等の件数 ・PEMSEAに参加する非政府組織等の数 					
(3) 海洋・沿岸域環境の保全等の推進 (平成20年度)	0029	46 (43)	39 (34)	38 (34)	34	我が国における海洋管理及び利活用のあり方に関する調査検討、海洋・沿岸域環境の保全に資する海洋汚染防止制度の普及啓発など、海洋基本法及び海洋基本計画に基づく施策を着実に実施し、海洋・沿岸域環境の保全等の推進に資する。	-	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋汚染防止等に関する国際会議への出席回数 ・海洋汚染防止指導、油濁防止管理者講習にかかる会議開催の回数 ・我が国の沿岸に重大な被害を及ぼす海洋汚染等の件数 					
(4) 低潮線の保全に要する経費 (平成23年度)	0031	55 (53)	55 (55)	53 (53)	38	「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律(低潮線保全法)」に基づき、我が国の排他的経済水域及び大陸棚の保持を図るため、排他的経済水域及び大陸棚に係る海域の限界を画する基礎となる低潮線を保全することを目的として、衛星画像による低潮線保全区域及びその周辺の状況調査、防災ヘリコプターによる低潮線及びその周辺の巡回を行う。	-	<ul style="list-style-type: none"> ・低潮線及びその周辺の状況調査(巡回等)区域数 ・我が国の管轄海域(領海、排他的経済水域、延長大陸棚)の面積 					
(5) 海岸事業 (昭和24年度)	0030	11,192 (11,186)	13,026 (12,890)	13,037 (13,030)	11,749	津波、高潮、波浪、海岸侵食による災害から背後の人命や財産の防護、国土保全に資することを目的に、被災のメカニズムや特性等を把握するため、海象観測や現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案するとともに、この計画に基づき、堤防、突堤、護岸、離岸堤等の整備を行う。また、国土保全上極めて重要である沖ノ鳥島海岸で、海岸の維持管理を実施する。	-	<ul style="list-style-type: none"> ・直轄海岸事業箇所数 ・南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化)を平成32年度までに69%まで整備する。 ・侵食海岸において、現状の汀線防護が完了した割合を平成32年度までに76%まで整備する。 					
(6) 船舶油濁損害対策 (平成17年度)	0032	57 (39)	27 (10)	66 (47)	36	外国船舶に保険加入を義務付けている船舶油濁損害賠償保障法の運用のため、我が国へ入港する船舶に対して国土交通大臣(地方運輸局長等)の交付する証明書の船内備え置き義務や、入港の際の保険加入状況の事前通報義務などを規定している。又、違反が推定される船舶に対しては入港時に立入検査を実施することとしている。このような証明書の交付事務、事前通報の保険加入状況の確認のための情報管理のほか、関係官庁(海上保安部、港湾局等)との連携した立入検査等、同法の的確な運用を行っている。 外国船舶から大量の油等の排出があり、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第41条の2の規定に基づく海上保安庁長官の要請を受けて地方公共団体が油等防除措置を講じた場合であって、当該費用を船主から徴収することができなかつた場合等には費用を補助している。	-	<ul style="list-style-type: none"> ・我が国に入港する100トン以上の外航船舶入港通報件数 ・油流出事故を起こした船舶の保険未加入を防ぐ(0隻を維持する) 					
(7) 廃棄物埋立護岸等整備事業 (昭和48年度)	0033	4,461 (4,461)	3,227 (3,227)	3,116 (3,116)	268 -	浚渫土砂や一般廃棄物の受け入れ等、港湾区域内の環境改善及び適正な港湾利用の確保を目的として、廃棄物埋立護岸の整備を行う。	18						
(8) 港湾公害防止対策事業 (昭和47年度)	0034	791 (791)	618 (618)	467 (467)	547 -	港湾区域内の環境改善を目的として、公害の原因となる堆積汚泥等の浚渫、覆土の事業等により、水質浄化、底質改善等を行う。	-	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施港数 ・現行公害防止対策計画の計画期間(平成23~32年度)における事業達成率 					

(9) 港湾整備事業 (平成26年度)	復興庁 141	31,467 (31,025)	33,061 (33,054)	33,861 (33,821)	30,415 -	東日本大震災からの早期復興のため、地域経済活動の再生等に必要な岸壁、防波堤の整備、がれきや津波による堆積土砂を受け入れるための廃棄物埋立護岸の整備等を行う。	-	-
海岸事業(直轄) (10) (昭和47年度)(関連:30-⑫、 ⑬)	0035	10,714 (10,713)	10,625 (10,623)	10,394 (10,383)	9,492 -	津波・高潮、波浪、海岸侵食による災害から背後の人命や財産の防護、国土保全に資することを目的に、堤防、突堤、護岸、離岸堤等の整備を行う。	-	<ul style="list-style-type: none"> ・直轄海岸事業箇所数 ・南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化)を平成32年度までに69%まで整備する。 ・侵食海岸において、現状の汀線防護が完了した割合を平成32年度までに76%まで整備する。
港湾区域における低潮線の保全に要する経費 (平成24年度)	0036	2 (2)	2 (2)	2 (2)	3 -	「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律」に基づき、我が国の排他的経済水域及び大陸棚の保持を図るため、排他的経済水域及び大陸棚に係る海域の限界を画する基礎となる低潮線を保全することを目的とする。具体的には港湾区域内に低潮線保全区域を有する宗谷港及び南鳥島において低潮線の保全を図るため、衛生画像による低潮線の状況調査、職員による低潮線保全区域の巡視を行う。	-	<ul style="list-style-type: none"> ・低潮線保全のための状況調査及び巡視を行った港湾内の低潮線保全区域数 ・低潮線の保全により確保される、我が国の管轄海域(領海、排他的経済水域、延長大陸棚)の面積
港湾機能を阻害しない洋上風力発電施設等の施工基準等の検討経費 (平成29年度)	0037	- -	- -	15 (15)	12 -	港湾法第37条の第4第2項により、事業者が港湾管理者に提出する公募占用計画には「施設の構造」や「工事実施の方法」等を記載することとされており、同法第37条の5により、港湾管理者はこれを審査することとされているため、当該審査にあたり参考となる指針の策定を行う。	-	<ul style="list-style-type: none"> 指針の策定数 指針に基づいて審査を実施した港湾の数
施策の予算額・執行額		6,084 (5,429)	6,812 (3,985)	5,202	969	【閣議決定】 21世紀環境立国戦略(平成19年6月1日)第3章戦略6③ 第五次環境基本計画(平成30年4月17日)第2部第2章1. (2)、第3章2、第3章4、第4部第1章3、第4部第1章4. (2) 生物多様性国家戦略2012-2020(平成24年9月28日)第3部第1章9節 海洋基本計画(平成30年5月15日)第2部1(1)丸、2(1)エ(3)ウ、3(1)アウエカ(2)アイウエ、6(1)ア、7(3)アウ、8(2) 循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月19日)第5章第1節、第3節4、第4節1 エネルギー基本計画(平成30年7月3日)第2章第2節3. (1) 社会資本整備重点計画(平成27年9月18日) 地球温暖化対策計画(平成28年5月13日)第3章第2節1.(1)①		
備考								